

随意契約理由書

1 案件名称

令和7年度 東淀川区広報紙「広報ひがしよどがわ」企画編集業務委託

2 契約の相手方

株式会社インターブレーン

3 随意契約理由

本業務は、区民に広く区政・市政情報を周知する区の広報紙（市政情報含む）を発行するにあたり、区の特色や特性を生かした親しみのある読みやすい紙面づくりをめざし、広報紙等の編集業務の実績のある民間業者の専門的な技術を活用するため、業務委託する。なお、本事業は、より分かりやすく区民に情報を提供するほか、読み手にとって必要な情報をより読み手の目に入るような工夫が必要なため、紙面の編集・デザイン能力が不可欠であり、その性質及び目的が競争入札に適さないものであることから、予算額の範囲内において、最も効果的な事業成果を生む手法の提案を受けることが望ましいため、公募型プロポーザル方式により契約相手方を決定することとした。

学識経験者等の意見を聴取する選定委員会において意見を聴取した結果、株式会社インターブレーンが契約相手方として最適であるとのことであったため、その意見を踏まえ、株式会社インターブレーンと地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により随意契約を締結した。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

東淀川区役所総務課（広報・広聴相談・総合企画） （電話：06-4809-9683）

随意契約理由書

1 案件名称

地域福祉コーディネーター業務委託事業

2 契約の相手方

社会福祉法人 大阪市東淀川区社会福祉協議会 会長 吉田 正則

3 随意契約理由

本業務は、地域を基盤にした支援の取組であるので、地域資源の活用・協力がなければ実現できないものであり、区全体や地域の生活・福祉課題を的確に把握し、行政や地域と連携し、地域とともに課題解決に取り組むことができる中間支援機能を有するとともに、福祉分野における専門的かつ高度な知識やノウハウが求められる。また、潜在的課題を抱える支援困難ケースへの対応や地域の組織化に向けた積極的な支援が必要であり、かつ業務内容也多岐にわたっている。さらに、地域ネットワークを活かした相談・支援、地域福祉活動のコーディネート、地域公共人材の育成など、幅広い福祉分野の実績も求められる。

本事業を推進するにあたっては、社会福祉法第109条第2項で「地域福祉の推進を目的とする団体」として大阪市においては準行政機関に位置づけられ、東淀川区役所と「地域福祉活動の支援にかかる連携協定」を締結し、地域課題解決のために地域住民や地域団体、社会福祉関係施設などの社会資源とのネットワークを有し、これまで、その社会資源との連携・協働を行ってきた豊富な経験と実績をもつ唯一の団体である、社会福祉法人 大阪市東淀川区社会福祉協議会に業務委託することが妥当である。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

東淀川区役所保健福祉課（保健福祉） （電話：06-4809-9857）

随意契約理由書

1 案件名称

令和7年度 専門的家庭訪問支援事業の延長事業業務委託

2 契約の相手方

一般社団法人 大阪府助産師会

3 随意契約理由

本事業は、こども青少年局所管事業の「専門的家庭訪問支援事業」について、養育支援訪問員派遣期間を3か月児健康診査以降から1歳まで拡充することにより、養育者が地域子育て支援サービス等につながり、子育ての仲間づくりや情報交換が行えるよう支援し、セルフケア能力が高まり育児に対する自信や楽しみを感じられるようきめ細やかな支援を行っていくことにより、子どもの健全な育成や児童虐待を未然に防止することを目的としている。

出産後に育児困難が予想される妊婦や、出産後間もない時期に様々な理由により養育困難な家庭に対して、3か月児健康診査まではこども青少年局の委託先が訪問派遣し、育児に関する問題点を総合的に把握し、相談及び育児支援を行い、子どもの健全な育成を図るとともに、子育てに関する知識の提供や悩みの相談をとおして養育者の育児負担の軽減や養育力を引き出している。3か月児健康診査以降、訪問事業者が変更になった場合、それまでに築かれていた信頼関係はいったん白紙となり、再度新たな訪問事業者との間で関係を構築していかなければならず、利用者にとっては精神的に大きな負担となる。また、育児等に強い不安をもつ養育者にとっては、訪問事業者変更による訪問内容の違いが些細であったとしても、そこから不信感を抱き、当区と利用者との信頼関係が損なわれ、東淀川区として独自に訪問支援の延長をしても、期待する効果が得られない。

このように本事業の性質を鑑み、育児困難感を感じる家庭への支援については、3か月児健康診査以降も、こども青少年局が委託している事業者による継続実施が有効であると考ええる。

こども青少年局は、平成26年度「専門的家庭訪問支援事業」の実施にあたり、公募型プロポーザル方式により事業者を募集し、一般社団法人大阪府助産師会を選定。平成27～29年度においては、平成26年度に引き続き公募型プロポーザルにより、同事業者を選定し、信頼関係の構築や利用者の精神的負担の軽減等の継続性・専門性の観点から複数年での契約更新を行ってきた。平成30年度からは、一般社団法人大阪府助産師会と特名随意契約を締結し、令和7年度も引き続き同事業者と特名随意契約を締結した。

以上の理由から、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により、当区においても一般社団法人大阪府助産師会と特名随意契約を締結した。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

東淀川区役所保健福祉課（保健企画・健康相談）（電話：06-4809-9882）

随意契約理由書

1 案件名称

東淀川区役所所管施設 保守点検・修繕等 包括的業務委託 長期継続

2 契約の相手方

株式会社ザイマックス関西

3 随意契約理由

本市は、庁舎や市民利用施設、学校など多種多様な施設を整備し保有しているが、それらの市設建築物は、建築後 30 年以上経過したものが 60%以上を占めており老朽化が進んでいる。これに伴って施設管理業務が増加及び複雑化していることから、今後、効果的・効率的な施設管理業務を実施するための手法を検討し導入する必要がある。その実施にあたり、民間事業者が持つ建築物の施設管理に関するノウハウ、幅広い経験や知識及び専門性を活用し、保守点検から修繕の実施までを一連の業務として包括的に施設管理業務を委託し、良好な施設管理や市民サービスの向上及び施設を長寿命化することを目的として、当該事業を実施する。

東淀川区役所が所管する施設における保守点検業務や修繕業務は、日常的に施設を利用する市民の利便性や安全性を確保するため、適切かつ確実に実施する必要がある。施設管理にかかる適切な点検の実施や緊急対応並びに施設の修繕等については、中央監視設備と空調設備といった相互に関連する設備の不具合に対して総合的に対応できる幅広い技術力、停電や設備の故障時に対する対応、設備の劣化や故障状況に応じた修繕提案など、施設を維持管理するための総合的かつ高度で専門的な技術力や知識が求められる。

また、点検実施については、複数の施設で多種多様な点検を実施するため、円滑に履行期限内に実施する効率性や経費の縮減を考慮した内容が求められるほか、法改正等にも適時対応しなければならないものである。これらの業務を円滑に実施していくためには、契約相手方の決定にあたり、実施事業者及び配置予定技術者の実績・経験・能力をはじめ、緊急時を含めた業務実施体制、良好な施設管理に資する方策、保守点検等の業務を効率的・効果的に実施する方策などを客観的に評価したうえで、実施事業者とする必要があり、本業務の性質及び目的は競争入札に適さない。

以上の理由から、本業務委託の実施事業者の選定には、公募型プロポーザル方式を採用し、選定委員会において意見を聴取した結果、株式会社ザイマックス関西が最適であるとのことであったため、その意見を踏まえ、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号により随意契約を凍結した。

4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

5 担当部署

東淀川区役所総務課（総務）（電話：06-4809-9625）

随意契約理由書

1 案件名称

東淀川区役所外 1 施設電気工作物保守点検業務委託他 11 件【包括的業務委託】

2 契約の相手方

株式会社ザイマックス関西

3 随意契約理由

本市は、庁舎や市民利用施設、学校など多種多様な施設を整備し保有しているが、それらの市設建築物は、建築後 30 年以上経過したものが 60%以上を占めており老朽化が進んでいる。これに伴って施設管理業務が増加及び複雑化していることから、今後、効果的・効率的な施設管理業務を実施するための手法を検討し導入する必要がある。その実施にあたり、民間事業者が持つ建築物の施設管理に関するノウハウ、幅広い経験や知識及び専門性を活用し、保守点検から修繕の実施までを一連の業務として包括的に施設管理業務を委託し、良好な施設管理や市民サービスの向上及び施設を長寿命化することを目的として、当該事業を実施する。

東淀川区役所が所管する施設における保守点検業務や修繕業務は、日常的に施設を利用する市民の利便性や安全性を確保するため、適切かつ確実に実施する必要がある。施設管理にかかる適切な点検の実施や緊急対応並びに施設の修繕等については、中央監視設備と空調設備といった相互に関連する設備の不具合に対して総合的に対応できる幅広い技術力、停電や設備の故障時に対する対応、設備の劣化や故障状況に応じた修繕提案など、施設を維持管理するための総合的かつ高度で専門的な技術力や知識が求められる。

また、点検実施については、複数の施設で多種多様な点検を実施するため、円滑に履行期限内に実施する効率性や経費の縮減を考慮した内容が求められるほか、法改正等にも適時対応しなければならないものである。これらの業務を円滑に実施していくためには、契約相手方の決定にあたり、実施事業者及び配置予定技術者の実績・経験・能力をはじめ、緊急時を含めた業務実施体制、良好な施設管理に資する方策、保守点検等の業務を効率的・効果的に実施する方策などを客観的に評価したうえで、実施事業者とする必要があり、本業務の性質及び目的は競争入札に適さない。

以上の理由から、本業務委託の実施事業者の選定には、公募型プロポーザル方式を採用し、選定委員会において意見を聴取した結果、株式会社ザイマックス関西が最適であるとのことであったため、その意見を踏まえ、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号により随意契約を凍結した。

4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

5 担当部署

東淀川区役所総務課（総務）（電話：06-4809-9625）

随意契約理由書

1 案件名称

令和7年度 淡路駅周辺自転車対策業務委託

2 契約の相手方

有限会社 ケース

3 随意契約理由

自転車放置禁止区域である淡路駅周辺においては、鉄道利用者及び周辺商業施設利用者のものと思われる放置自転車が多くあり、救急車等の緊急車両の通行の妨げや障がいのある方や高齢者等の通行の妨げとなっている。

これらの自転車利用者は、鉄道事業及び商業施設（企業）において、地域経済と密接な関係にあり、地域住民・商業施設（企業）・鉄道事業者・行政等が協働で地域の課題として自転車対策に取り組む必要がある。

このため「大阪市自転車等の駐車の適正化に関する条例」（昭和63年条例第31号）第3条に基づき、自転車問題の解消に向けて、駅周辺等に放置された自転車等が市民の通行や緊急車両の通行・活動の妨げとなることを未然に防ぐために、地域の実態に応じた自転車対策として、地域住民等が主体となった「淡路駅周辺自転車対策協議会（以下、「協議会」という。）」を令和3年11月に設立し、令和4年度から事業を開始したところである。

地域住民等が主体となる「協議会」を効果的・円滑に運営するために側面から支援し、自転車対策に対する意識の向上を図り、地域住民自らの手による安全・安心なまちづくりを促進することを目的とし、その業務内容及び目的が競争入札に適さないものであり、価格の多寡ではなく、質の高い業務の遂行を図る上で、専門性、技術力等を適正に審査し、業務委託内容に適した事業者の選定を行う必要があり、公募型プロポーザル方式にて選定を行った。

選定委員会において意見を聴取した結果、有限会社ケースが最適であるとのことであったため、その意見を踏まえ、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により随意契約を凍結した。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

東淀川区役所地域課（安全まちづくり） （電話：06-4809-9819）